

熊野本宮物産販売施設「八咫烏長屋」テナント入店者募集要項

1. 募集の目的について

観光客のおもてなしの場として、郷土物産などの提供を通して、回遊性の向上と地域の活性化をはかることを目的とした八咫烏長屋のテナント入店者について、下記の要項に沿って募集します。

2. テナントの概要について

設置主体	本宮町商工会
名称	熊野本宮物産販売施設「八咫烏長屋」
所在地	田辺市本宮町本宮 2 5 5 - 1 番地
テナント数	5 店
テナント面積	各店とも 11.06 m ²
テナント設備	電気（照明器具は入店者にて取付） 水道（共同使用）
テナント使用料	各店とも月額 30,000 円（消費税込み）
その他	水道代は共益費として入店者で案分 内装は入店者各自で行うものとする

3. 募集期間について

平成 20 年 12 月 1 日から平成 21 年 1 月 15 日

4. 入店資格について

下記事項に該当する方とさせていただきます。

田辺市内に住所を有する方で下記に該当する方

地域産品の生産者及び製造・販売を行う方

に該当する者が集まって組織している団体

公序良俗に反しない事業

5 . 応募要領について

応募にあたっては、1人1テナント
提出書類 入店申込書

6 . 入店者の選定について

上記の入店資格を満たすかどうかの判断を行います。
申込者が多数の場合は審査委員会により決定します。
入店者の決定は後日文書にてお知らせいたします。
テナントの入店位置については、入店者決定後に抽選で決める。

7 . テナントの開店時間及び休日について

入店者と協議の上決定する。

8 . テナント使用料について

テナント使用料は、月額30,000円(税込み)
各テナントの電気料は使用量に応じて入店者で案分し負担
各テナントの水道料は共益費として入店者で案分し負担
ガスの設置は入店者で負担
テナント内の装飾及び棚などの設備費用は入店者で負担

9 . 契約について

入店確定後1週間以内に「八咫烏長屋テナント使用契約書」を締結させていただきます。
契約期間は契約締結日から3年間とし、その後は1年ごとに更新することを妨げないものとしたします。ただし、契約期間中であっても、入店者の事情により入店者の撤去について当会が認めた場合はこの限りではありません。

10 . 八咫烏長屋オープン時期について

平成21年3月1日オープンとする(予定)

11. 留意事項について

テナントの目的外使用及び転貸等は認めません。

安全管理や品位の保持または維持管理などの観点から、下記事項の遵守をお願いします。

騒音、振動、臭気などを発生する機器等を設置することはできません。

動物等（ペット等）を持ち込むことはできません。

テナントより撤退するときは、入店者自身が行った設備等の撤去を行って頂きます。

但し、次の入店者と話し合いのうえ残す場合は、この限りではない。

次の事項に該当し、入店者として不適切と判断した場合は、試用期間であっても退去してもらおう場合があります。

- ・ 虚偽の申請、その他不正な行為により入店者となった場合。
- ・ 使用料を2ヶ月以上滞納した場合。
- ・ 施設、備品等を故意に損傷した場合。
- ・ 法令等に違反する行為をした場合。
- ・ 他の入店者の迷惑となるような行為をした場合。
- ・ テナントを長期間使用しない場合。
- ・ 公序良俗に反した場合。
- ・ その他管理上支障がある行為を行ったと認めた場合。

【お問合せ先】

〒647-1731 田辺市本宮町本宮 2 1 9

本宮町商工会 0735-42-0269 FAX0735-42-1639